

令和 7 年度 地域対応活用住宅募集要領

八代市地域対応活用計画における八代市営住宅の目的外使用に係る事務取扱要綱に基づき、地域の産業を担う人材支援及び地域活性化を図る目的で、市営住宅を地域対応活用住宅として募集します。

1 申込受付期間

期 間：令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで

※受付は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分（土・日・祝日を除く）

2 募集団地

団地名	所在地	建設年度	構造別	募集戸数
麦島団地	古城町 3002	S59- H 元年	RC 造	5
高島団地	高島町 4536	S56-57	RC 造	5

※入居可能な部屋はすべて最上階（4 階）になります。

3 申込受付場所

〒866-8601 八代市松江城町 1-25

八代市役所建設部住宅課（八代市役所 5 階）

電話番号：0 9 6 5 （3 3）4 1 2 2（直通）

4 申込方法

（1）申込書等は上記の受付場所で配布します。

（2）申込みにあたっては、別紙の「地域対応活用住宅使用申請書」及び、申請に必要な添付書類をすべて揃え、住宅課まで提出ください。

<注意>

①申請者が持参、又は郵送ください。

郵送先：〒866-8601 八代市松江城町 1-25 八代市役所 住宅課

※書類不備の場合は受付できません。郵送される場合はご注意ください。

※受付日時は住宅課で書類を確認したときになります。

②虚偽の申込は無効となります。

5 事業者等の要件

事業者等は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 市内に事業所を有する事業者等であること。
- (2) 八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団及びその関係者でないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

6 入居者の要件

入居者は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 地域対応活用住宅の使用許可を受けた事業者の従業員であること。
- (2) 市内で住宅に困窮していることが明らかな方。
- (3) 日本国内で住民登録をしている者、又は登録予定の方。
- (4) 八代市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及びその関係者でない。
- (5) 団地内コミュニティ活動に積極的に参加する意思がある方。
- (6) 外国人従業員の場合は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表に定める特定技能又は技能実習の在留資格を有する者であること。

7 使用料、敷金及び使用期間

- (1) 使用料 : 近傍同種の住宅の家賃に準ずる金額
(2) 敷 金 : 使用料3か月分
(3) 使用期間: 令和8年3月31日まで(要件を満たすことで更新可)

8 入居事業者の決定・抽選

- ・入居事業者の決定は、申込期間後に実施し、結果は全て申込事業者に通知します。
- ・申込み数が募集戸数を超える場合や、同一部屋で競合した場合などは、抽選により決定することとします。（抽選方法は別途ご連絡します。）

※申込みのなかった部屋は、令和7年10月6日（月）から先着順で申し込みを受け付ける予定です。

9 提出書類

- (1) 地域対応活用住宅使用申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 申請者が法人の場合 ア：法人事業概況説明書の写し
 イ：履歴事項全部証明書及び登記事項証明書の写し
- (4) 申請者が個人の場合 ア：直近の確定申告書または住民税申告書の写し
- (5) 申請者（法人の場合は代表者）の運転免許証またはマイナンバーカードの写し
- (6) 市税納税証明書（申請日において八代市に納税義務がない場合は、住所地の市町村発行のもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

10 その他

入居後、下記に該当する事実が認められた場合、契約解除の対象となります。

- ① 3か月以上の使用料の支払を怠ったとき。
- ② 無断で退去したり、無断で15日以上建物を使用しなかったとき。
- ③ 入居者又は同居者が「暴力団対策法」に規定する暴力団員であるとき。